

新年 あけまして おめでとうございます

謹んで新年のお慶びを申し上げます。
旧年中は大変お世話になり、
ありがとうございました。
本年度も、社員一同、
皆様のお力になれるよう頑張ってお参ります。
ご愛顧の程よろしくお願いたします。



皆様方におかれましても、新年を迎え、新たな気持ちで「夢」や「目標」の実現にむけて取り組みを始められることと思います。

毎年のようにご紹介させていただいておりますが、この夢や目標の実現のためには、その夢や目標を明確化し、その目標であるゴールから逆算で考える思考力とその達成に至るまでの計画の細分化が重要であるのではないかと思います。

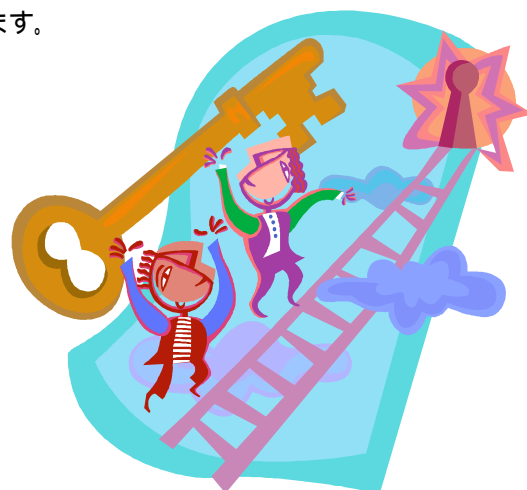
もちろん、これは大変重要な要素ではありますが、さらに重要な要素をひとつだけ付け加えさせていただくと、成功への鍵は行動力と関連しているのではないのでしょうか。失敗と書いて経験と読むという言葉もあるように、「何度も何度もあきらめずに行動し続けること」、またそれを「継続して行動し続けること」がポイントになるのではないのでしょうか。

「夢」はあきらめた瞬間に手の届かないものとなりますが、あきらめない限り「夢」は「夢」として存在し続けるものです。もちろん、現実とのギャップを直視した上で、実現可能なものから1歩1歩進んでいく姿勢、まさに「千里の道も1歩から」だと思います。

より実りのある1年となるように、まずは「はじめの1歩」を踏みしめていきましょう！

平成20年が皆様にとって、より実りある1年となりますことを祈念しております。

成功とは、
情熱を失わずに
失敗を重ね続けることである。
(エイブラハム・リンカーン)



なお、年初の営業は、1月7日(月)からとなっております。よろしくお願い申し上げます。

CONTENTS

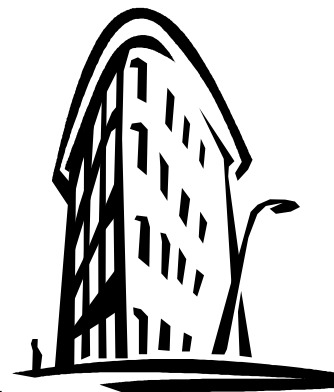
- 新年あけまして
おめでとうございます……P.1
- 中小企業事業円滑継続法案の
骨子固まる!……P.2
- 償却資産申告書提出時には
確認を……P.3
- 「通増定期保険」の税務
取扱い(案)が公表される!……P.3
- 確定申告のお知らせ……P.4
- 職場のトラブルQ&A……P.4
- 基礎から学ぶ投資信託
～3つのコスト……P.5
- 「ハローワーク」活用法……P.6
- 1月度の税務スケジュール……P.7
- 今月の名言録……P.8
- 無料相談会実施中!……P.8

中小企業事業円滑継続法案の骨子固まる！

政府が来年1月から始まる通常国会に提出を予定している、中小企業の事業承継を促進するための法案である「中小企業事業円滑継続法案」(仮名)の概要が明らかになりました。

この法案は税制面からではなく、民法の側面から事業承継を促進するのが目的です。具体的には、民法に規定され、事業承継の障害となっている相続の遺留(いりゅう)分の規定について、中小企業の事業承継時に限って特例的な扱いを認めるということです。

遺留分とは、相続に際して法定相続人に与えられた最低限の権利のことをいいます。もし、相続財産のすべてを誰かに相続させる遺言書があったとしても、他に法定相続人(被相続人の兄弟除く)がいれば、その法定相続人は相続財産の一定分を相続できる権利を有します。後継者に自社株などの事業用資産を独占的に相続させることで、円滑的に事業を継続したいと中小企業のオーナーが考えたとしても、他の相続人が遺留分を要求した場合にはそうはいかないわけです。そこで同法案は、この問題を解決するため民法の規定に下記の2つの特例措置を認めるものとなっています。



生前贈与された自社株の評価について特例計算を認める制度

相続税の相続時精算制度などを利用して自社株を生前贈与した場合、その自社株の相続税評価額は相続時点の評価額になります。たとえば、生前贈与された後で株価が数倍になったような場合には、その数倍になった株価が相続財産となるため、他の法定相続人の遺留分も大きくなります。そうなると、遺留分を支払うために事業を継続するための資産まで分割する羽目に成りかねません。

そこで法案では、相続人の合意があれば、自社株評価を生前贈与時に遡って行うことができますようにします。相続財産の総額が減少すれば、遺留分の負担も減少するという考え方です。

「事業承継契約スキーム」で、オーナーが生きている間に相続時における自社株の取り扱いを決めてしまおうという制度

具体的には相続人同士が合意し、さらに家庭裁判所が認めた場合には、相続時に他の相続人が遺留分放棄の手続きをしなくても、自動的に遺留分を放棄したものとできる制度です。

確かに、オーナーが死亡した後に発生した相続では相続争いが生じやすいため、生きている間に決めてしまえるというのは良い考えかもしれません。

One Point

忘年会の費用は福利厚生費？

年末に会社や部署で忘年会を実施する企業は多いでしょう。

最近では、参加する社員が自費を出し合って行う忘年会も増えてきているようですが、会社が忘年会の費用を出すような場合には注意が必要です。

社員旅行や新年会、忘年会などのように、社員の慰安を目的とする費用については、社員全員が対象であるかないかが福利厚生費の判断基準になります。たとえば、役員や幹部社員だけの忘年会、一部の部門だけが実施する忘年会、有志だけの忘年会などの費用を支出した場合は、原則として給与(役員給与)、または交際費として扱われることになります。特に役員給与や交際費とされた場合は、会社の損金にできないこともありますので注意しましょう。



また、福利厚生費は社会通念上認められる範囲のみが対象になりますから、海外での忘年会、風俗店での忘年会、二次会や三次会などの費用については、福利厚生費と認められないケースもあります。

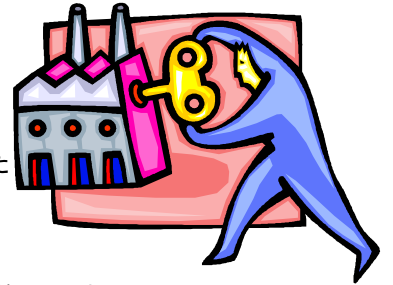
ところで、忘年会などにおいてビンゴゲームなどを実施して賞品を出すことがあります。この賞品代を会社が負担した場合も、原則として福利厚生費とすることができます。ビンゴゲームのように偶発性の高いゲームで当たった景品は、会社の地位や役割、成績などによって個人に授与される記念品等とは異なり、忘年会の費用の一部を成すものとして考えられるからです。

ただし、これを景品ではなく現金で支給した場合は、福利厚生費ではなく給与として扱われます。これは、忘年会の参加費を現金で社員に支給した場合も同じです。

また、一個数十万円もするような景品も社会通念上、福利厚生費とは認められないと考えたほうが良いでしょう。

償却資産申告書提出時には確認を

平成19年度税制改正では減価償却制度が抜本的に見直され、償却資産は1円(備忘価額)まで償却できるようになりました。それに伴い、250%定率法など償却率が見直され、償却済資産についても5年均等償却で1円まで償却できるようになりました。ただ、この見直しは国税(法人税、所得税)に限ったもので地方税(固定資産税)は従来どおりの償却率(旧定率法)で計算することになっています。



固定資産税の税額を算出する際には、資産ごとに評価額(取得年を半年償却)と理論帳簿価額(取得年を月割償却)の両方を計算して、その合計額の大きいほうを決定額(課税標準額)として税額計算をします。これは、地方税法414条で、地方税の課税標準額は国税の帳簿価額を下回ることができないと規定されているからです。分かりやすくいえば、評価額は地方税の評価方法、理論帳簿価額は国税の評価方法です。

ところが、新しい250%定率法は旧定率法よりも償却率が大きいため、旧定率法よりも償却が早く進みます。今後、固定資産税における理論帳簿価額は250%定率法で計算することになりますから、償却が進めば理論帳簿価額が評価額を上回るケースはほとんどなくなります。そうなると、理論帳簿価額を計算する意味がありません。

そこで、来年度税制改正において地方税法414条を廃止する議論が現在進んでいますが、もし廃止が決定された場合は平成20年分の固定資産税より適用されることになります。

ただ、固定資産税では、その年の1月1日現在の資産価額を同1月末までに申告します。つまり、来年は地方税414条の廃止が決まる前に申告をしなければならないわけです。

こうしたことから、各自治体では対応を考えているようです。

たとえば、東京都ではホームページに「平成20年度 企業電算処理方式による償却資産申告について」という情報を出しています。それによると、もし地方税法414条が廃止された場合は評価額が決定価額となるため、「平成20年度の申告における帳簿価額欄の記載については、旧定率法等により算出した額又は未記入で差し支えありません」とのことです。おそらく企業等におけるシステム改修負担を軽減させることが目的と思われる。

この対応は自治体ごとに異なると思われるので、申告にあたっては確認が必要となりそうです。

「逓増定期保険」の税務取扱い(案)が公表される!

法人が主に節税目的で契約してきた逓増定期保険(保険期間中に保険金額が増加する定期保険契約)について、これまでよりも損金算入を大幅に制限する見直し案が公表されました。

逓増定期は中小企業の経営者を被保険者に企業が契約する保険で、保険料を経費として損金算入しながら、解約返戻金が積み立てられ、所得の繰り延べ効果が期待できる商品となっていたものです。

生保各社は、国税庁の見解が不透明なため、今春以降の販売は自粛してきましたが、この方針を受け来春にも販売開始されるようですが、節税上のメリットは少なくなってきたようです。

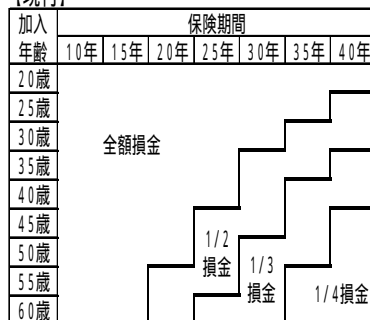
正式には来年2月を目処に施行される見通しですが、最終決定ではありませんので、今後の動向の確認が必要です。

なお、既契約の保険については、従来通りの取り扱いが継続適用されるようなので、既にご契約のお客様については、ご安心頂けるようです。

代表的な加入年齢()・保険期間における損金割合
()加入年齢...保険加入時における被保険者の年齢

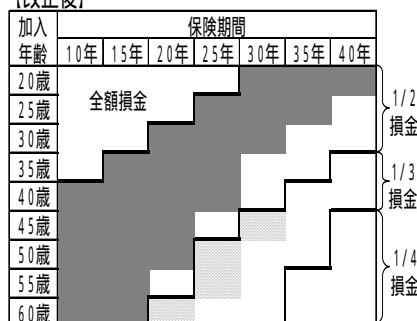
詳細ルール

[現行]



損金割合	全額損金	下記 ~ 以外
1/2損金	保険期間満了時における被保険者年齢 > 60歳 かつ 加入年齢+保険期間の2倍に相当する数 > 90 (但し、下記 以外)	
1/3損金	保険期間満了時における被保険者年齢 > 70歳 かつ 加入年齢+保険期間の2倍に相当する数 > 105 (但し、下記 以外)	
1/4損金	保険期間満了時における被保険者年齢 > 80歳 かつ 加入年齢+保険期間の2倍に相当する数 > 120	

[改正後]



損金割合	全額損金	下記 ~ 以外
1/2損金	保険期間満了時における被保険者年齢 > 45歳 (但し、下記 以外)	
1/3損金	保険期間満了時における被保険者年齢 > 70歳 かつ 加入年齢+保険期間の2倍に相当する数 > 95 (但し、下記 以外)	
1/4損金	保険期間満了時における被保険者年齢 > 80歳 かつ 加入年齢+保険期間の2倍に相当する数 > 120	

■ 全額損金から1/2損金へ変更
■ 1/2損金から1/3損金へ変更

確定申告のお知らせ



平成19年度の確定申告が近づいてきました。確定申告をされる方は、お早めにご準備をお願いします。

<確定申告が必要な方>

- 事業所得や不動産所得がある方
- 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- 給与を受けている方で他の所得(給与、退職金を除く)が20万円を超える方
- 給与を2か所以上から受けている方
- 土地や建物を売却された方
- 生命保険契約、損害保険契約等に基づく一時金や満期返戻金があった方
- 有価証券の売却により利益がある方(特定口座を開設しており、源泉徴収をされている方は不要です)
- 有価証券の売却により損失のある方(確定申告することにより損失を翌年以降の利益と相殺できます)

<確定申告をすると税金がもどる方>

病院や薬局等で医療費を10万円以上支払われた方(所得が少ない人は、所得の5%以上)は、医療費控除を受けることができます。

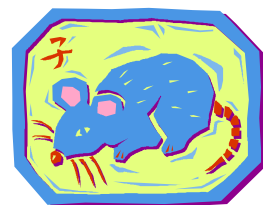
病院や薬局の領収証、電車で病院に行かれた場合は、日付と病院名と交通費を記入したメモ等をご用意ください。

災害や盗難によって住宅や家財に損害を受けた場合や、それによってやむをえない支出をした場合は、雑損控除を受けることができます。

盗難の場合はその事実が分かる書類(被害届等)、災害にあわれて支払いをした方は領収証をご用意ください。19年度中に自宅を新築、購入または増改築をした方で、19年度中に居住した方が、新築、購入または増改築するために借入を行った場合は、住宅取得金控除を受けることができます。(2年目からは、年末調整できます) 必要書類…建築請負契約書(又は売買契約書)、領収書、借入金の残高証明書(専用書式)

住民票、土地建物の登記簿謄本

最近低利の住宅ローンへの借換が増えています。要件に当てはまらないと住宅所得控除を受けられなくなりますのでご注意ください。



<平成19年の改正事項>

- 定率減税がなくなりました。
- 損害保険料控除が改組され、地震保険料控除とされました。

職場のトラブルQ&A

[Q] わが社の従業員が営業中に、不注意により会社の車を破損してしまいました。その修理代金の一部を従業員の給料から差し引こうと考えていますが、問題ないでしょうか。

[A] 労働基準法上の賃金支払の原則によれば、賃金はその全額を支払わなければならないとされており、社会保険料や税金などの法的な控除や、労使協定に基づく控除以外のものは認められていません。

したがって、使用者が労働者に債権を有しているから(この場合は社用車の損害)といって、一方的に賃金の一部と相殺することは許されません。この点について、最高裁も「労働者の賃金債権に対しては、使用者は、使用者の労働者に対して有する債権をもって相殺することは許されない。このことは、その債権が不法行為を原因としたものであっても変わりはない。」と判例で示しています。

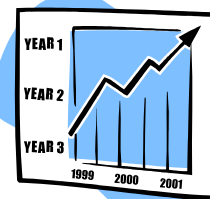
なお、故意または過失によって権利の侵害を受けた場合には、現実が生じた損害について賠償を請求することは禁止されていないので、使用者が労働者に賃金を全額支払った上で、別途、車の修理代を請求することは可能です。

その場合でも、労働者の負担割合について裁判例では、会社の指揮命令により業務を遂行し、その過程で生じた過失による損害の全てを労働者の責任とするのはあまりにも不均等との認識により、労働者の一部責任に制限する考え方が一般的です。

(福井県HPより)



「基礎から学ぶ投資信託」～ 3つのコスト



あらゆる金融商品にはコストがかかっています。銀行預金や保険でもコストがかかり、それは私たちお金の出し手が負担しているのですが、いくら負担しているのかは見えません。「預金の利息や死亡時などの保険金などがあらかじめ決まっているから」ともいえますが、コストは不透明です。

これに対して投資信託の場合は、投資家の負担するコストが説明書(正式には目論見書(もくろみしょ)といいます)に詳しく掲載されています。

前号掲載の「基準価額と分配金の関係」でも述べましたとおり、投資信託は一定の収益をあらかじめ約束するものではなく、運用収益からコストを差し引いたものが投資家利回りになります。

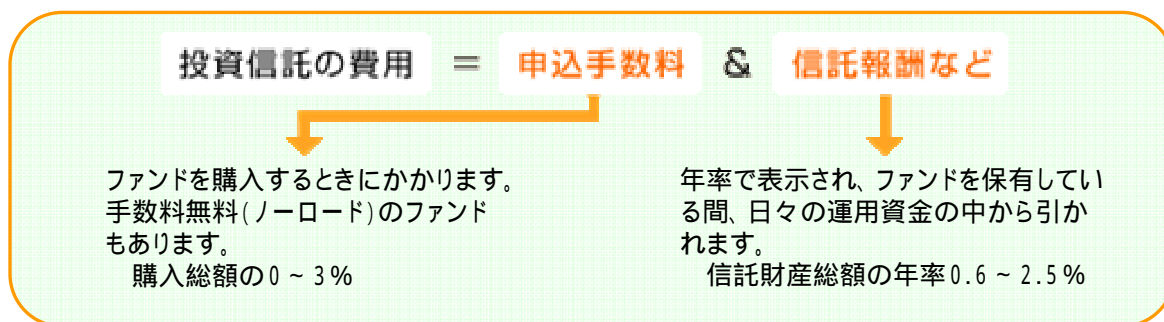
コストは投資家利回りに影響する重要な要素だということもあって、保険などに比べ透明性の高い仕組みになっています。そこで、今回はこの「コスト」について解説したいと思います。

購入時・保有時にかかるコスト

そのコストは大きく二つに分類されます。一つ目は申込手数料で、投資信託を販売する業者が、商品内容の説明、事務処理などに対して受け取る手数料です。

もう一つは信託報酬と呼ばれる経費で、ファンド財産の運用・保管・分配金支払事務などに対する報酬です(それぞれ投資信託会社・信託銀行・販売会社が受け取ります)。

この信託報酬は毎日ファンド資産の中から自動的に引き落とされますので、投資家が別に支払う必要はありません。純資産総額に対し年率で表記されていますが、実際は日割り計算で日々の基準価額から差し引かれます。



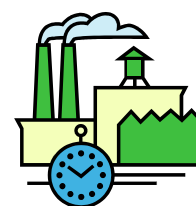
解約(売却)時にかかるコスト

株式投信などで換金時にファンド資産に組み入れる「信託財産留保額」(0.1～0.3%程度)を差し引かれる場合があります。この「信託財産留保額」とは、投資家の換金にともないファンドが組み入れ証券を売却する際のコストを換金者に負担してもらおうというもので、長期に保有する投資家が不利益を被らないように設けられている制度です。

解約手数料	ほとんどの商品では解約手数料はかかりませんが、一部の商品で解約手数料がかかる場合があります。
信託財産留保額	投資信託を解約するときに徴収される費用です。解約のペナルティーと考えればよいでしょう。投資信託が解約されると、ファンドが組み入れている株式や債券などを売却して、投資家に渡す現金を確保する必要が生じます。その際の費用(売買委託手数料など)を解約する人も負担をし、受益者の公平性を確保するとともに、ファンド運用の安定性を高める目的があります。徴収した信託財産留保額は信託財産中に留保されます。 換金(売却)する際には、基準価額から一定の割合を乗じた額を差し引いた価額が換金する際の価額(解約価額)となります。

頭の体操

ある工事で6人が8日間働いて全体の40%を仕上げましたが、予定より遅れそうなので次の日から9人で働きました。しかし、予定より1日遅れてしまいました。
予定通りに仕上げるためには、初めから何人で働けばよかったですでしょうか。



(東京出版「秘伝の算数」より)

回答はP. 7の下部にあります

「ハローワーク」活用法



求人情報を無料で公開できるはローワークですが、人事担当者からは「ハローワークで欲しい人材を探るのは困難」という声をよく耳にします。

ハローワークは、日本全国に500以上の施設をもつ組織で、雇用のセーフティネットとして、誰でも無料で利用することができます。インターネットで公開されている求人情報には、1日100万件近いアクセスがあります。

そこで、ハローワークで効果的に求人活動を行うためのコツを紹介します。

職種

職種はわかりやすく書くこと。たとえば、「営業」は「(商品名・取扱品目)の法人営業」「のルートセールス」など。「カッコいい」という理由で職種を横文字(英訳)で書く会社もありますが、仕事内容がわからないということで敬遠されることもあります。

仕事の内容

具他のかつ網羅的に。

たとえば事務補助は、「営業職員が獲得してきた契約を、パソコンの専用ソフトを使って契約書にする等の簡単な事務の仕事です。電話対応、来客対応あり」など、その仕事内容や難易度を伝えます。

特定の機械やソフトを使用する場合、それを書くことで求職者も履歴書や職務経歴書に「ソフトによる業務経験あり」といった経歴を書いてくるようになります。

必要な経験・免許・資格

今年10月から募集・採用における年齢制限が禁止され、年齢を書かない代わりに経験や資格などの条件を明確に提示することが求められるようになりました。

たとえば、「営業経験3年以上」と書くだけでなく、法人営業なのか個人営業なのか、過去に何を売る仕事をやっていたら応募可能なのかを書くことでミスマッチの防止が見込めます。

毎月の賃金

相場より低い会社に応募する人は稀です。ハローワークでは職種別の平均賃金表を作成していますので、資料を参考に労働市場の最新データをチェックしましょう。

備考

安定性(創業年数の古さ、資本金の多さ、企業規模の大きさなど)、安心感(東証 部上場、グループ・系列企業、許認可事業の許可番号など)、独自性(独自製品・特許がある、市場占有率など)などの特徴は積極的に書いたほうが応募は増えるようです。

【誤解の多い表現の例】

<p>1.頑張れば給料も上がります/頑張った人にはそれなりの対応をします。 一概に悪いとはいえませんが、求職者から見ると、「頑張らないと給料が上がらないのか」「残業が恒常的なのかかもしれない」とマイナスにみられる傾向があります。将来像は「 年後には係長に、 年後には課長になる可能性があります」などと具体的に示すのも一案です。</p>
<p>2.オープンしたてなので皆で和気あいあいと仕事ができます 一概に悪いとはいえませんが、特にパート・アルバイト募集の場合では、「体制がしっかりしていないのではないか」「ちゃんと教育してもらえないのではないか」とみる人もいます。どういう層に訴えていくかという戦略が重要です。</p>
<p>3.(平均年齢 歳)の若い会社です 一律に否定するものではありませんが、若年者のみの採用を意図して募集・採用の際に年齢差別があった場合は行政指導の対象となります。また「平均年齢 歳」「若い会社」書いてあれば若年者が応募するかという必ずしもそうでもありません。近年、若年者が再び「安定雇用」を求める方向に動きつつあるというデータもあります。</p>
<p>4.やる気のある人求む 「PRのうまい方」「体力のある方」など、必要な人物像を示しましょう。</p>
<p>5.あなたの力が活かせる会社です/あなたの力を活かしてください 求めているキャリアを具体的に記載しましょう。</p>
<p>6.楽しく働ける会社です どう楽しく働けるのかを具体的に記載しましょう。</p>
<p>7.人気店/成長企業/優良取引先多数 どの程度の人気店なのか、どれくらい成長しているのか、具体的な数字などを記載しましょう。</p>
<p>8.未経験歓迎/未経験でも安心 多くの企業がこうした文言を入れているため、信用してはいない応募者もいます。「入社1ヶ月は先輩社員が同行して指導します」などどのように安心なのかを具体的に記載しましょう。</p>
<p>9.人物重視 「法人営業経験者優遇」など、どういう人物を重視しているのかを具体的に記載しましょう。</p>

公開希望

ハローワークに申し込んだ求人情報を、インターネット上で公開するサービスが「ハローワークインターネットサービス」です。ハローワークは基本的に午後5時15分で終了しますが、ハローワークインターネットサービスは、求人情報の更新手続きをする時間以外のすべての時間帯において利用できます。そのため、在職中などの理由でハローワークに直接赴くのがむずかしい転職希望者に対しても自社の求人情報を閲覧できます。

【公開方法】

- ・企業名、所在地まで含めて公開
特殊な技術職、民間に依頼して募集しても集まらなかったなど
- ・企業名、所在地以外の労働条件のみ公開
応募者を一定の範囲内に絞り込むことが可能
- ・ハローワークに求職登録している人にだけ公開
前向きに求職活動している人限定
- ・インターネットでは一切公開しない
大手・有名企業、人気業界など

求人募集のタイミング

ハローワークの求人の有効期間は、求人の申し込みが受理された日の翌々月の末日までです。

有効期間を少しでも長くしたいと考える企業が多いですから、どうしても月初の求人募集の数が常に多い傾向にあります。逆にいえば、月初は求人数が多いためライバルが多く(応募者の目に留まりにくい)、窓口が混雑するので手続きに時間がかかることが予想されます。

求人が多い地域では、月の半ばごろに募集を出すのもいいかもしれません。

(参考:企業実務12月号)

求人申込書の記入例

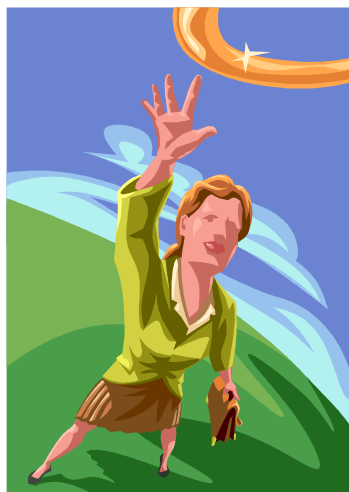
1月度の税務スケジュール

内 容	期 限
12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 1月10日(木) 年2回納付の特例適用者は1月21日(月)
11月決算法人の確定申告 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税	申告期限 1月31日(木)
2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 消費税・地方消費税	申告期限 1月31日(木)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 消費税・地方消費税	申告期限 1月31日(木)
5月決算法人の中間申告(半期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税	申告期限 1月31日(木)
消費税の年税額が400万円超の2月・5月・8月決算法人の3月ごとの 中間申告 消費税・地方消費税	申告期限 1月31日(木)
消費税の年税額が4,800万円超の10・11月決算法人を除く法人・個人事業者の1 月ごとの中間申告 消費税・地方消費税 (9月決算法人は2ヶ月分)	申告期限 1月31日(木)
支払調書の提出	納 期 限 1月31日(木)
固定資産税の償却資産に関する申告	申告期限 1月31日(木)
給与支払報告書の提出	提出期限 1月31日(木)
個人の道府県民・市町村民税の納付(第4期分)	納 期 限 1月中で市町村の条例で定める日

今月の名言録

目標を高く持つ

会社がいかにあるべきかということについては、様々な議論があります。しかしその場合に、「どういう会社になりたいのか」という企業としての目標を抜きにしては何も語れません。



もし、それが「ナンバーワンをめざす」というような高い目標であるなら、それに至るプロセスも尋常ではないはずです。

企業経営を左右する要素には、見える部分と見えない部分があります。見える部分というのは、物理的に計算できる、資金力、技術開発力、機械設備などですが、見えない部分とは、企業のトップおよび従業員がかもし出す社風、哲学、理念などを言います。

これら全てが高い目標を達成するために機能するものでなければなりません。ナンバーワンの企業をめざすならば、(企業哲学、行動指針においても)超一流のものが求められるはずで、それは、経営者や従業員にとって、おそらく窮屈な思いをするものかもしれません。厳しい生き方を要求されるものかもしれません。

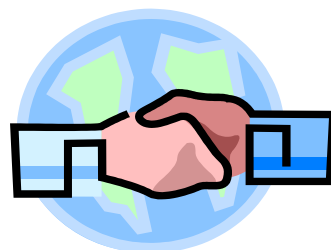
「一流の会社になりたい」「立派な会社で働きたい」と考えるならば、それにふさわしいプロセスがあり、経営者を含め、個々の社員にも自ずから果たすべき義務が生じることを忘れてはなりません。

(「心を高める、経営を伸ばす」 稲盛 和夫著 PHP研究所)

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きますようよろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

事務所のご案内

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル9階

TEL: 052 - 331 - 0135

052 - 331 - 0145

FAX: 052 - 331 - 0167

<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士
不動産鑑定士
社会保険労務士

浅岡 和彦
佐々木 勝己
近藤 裕美

